

令和8年度 日の出町商工会住環境整備事業補助金 交付要綱

令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、日の出町住環境整備事業補助金交付要綱に基づき、日の出町商工会管内住民の住宅本体の修繕・改築による住宅長寿命化、外まわり工事等も含め住環境機能向上等を目的として、管内住民の消費促進及び日の出町商工会会員事業者の振興を図るため、日の出町商工会管内住民が日の出町商工会会員である施工業者（但し、日の出町に本店登記（機能）が無く、地域の一般店舗に比べ規模の大きな事業者などは対象外）によって行う、住宅の改修工事等に要する経費の一部を補助するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己または家族が所有し、かつ、自己または核家族の居住に用いる住宅をいう。
- (2) 併用住宅 一の建物内に個人住宅及び店舗、事務所、賃貸住宅等の部分がある住宅をいう。
- (3) 集合住宅 一の建物内に複数の個人住宅が集合している住宅をいう。
- (4) 改修工事等 住宅本体の修繕・改築、外壁修繕、外まわり工事全般等による住環境機能の維持・向上等を目的とした工事等をいう。
(一般家電製品等の購入が主となる契約は除く)
- (5) 当該施工業者 日の出町内に事務所もしくは事業所を有する日の出町商工会会員事業者であり、改修工事等を行う事のできる事業者（但し、日の出町に本店登記（機能）が無く、地域の一般店舗に比べ規模の大きな事業者などは対象外）をいう。

(補助対象)

第3条 補助対象は本要綱第1条の趣旨に該当し、当該施工業者によって行う10万円（消費税を除く）以上の費用を要し、令和8年6月1日以降、補助金交付申請書（様式第1号）による申請をした後に工事着手し、令和9年2月26日までに工事完了届（様式第3号）を提出できる改修工事等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人住宅の改修工事等
- (2) 併用住宅における個人住宅部分の改修工事等
- (3) 集合住宅における個人住宅部分の改修工事等

- 2 前項に規定する改修工事の補助対象は、初めてこの要綱による補助を受けるものに限ることとする。
- 3 今回申請するものが、ブロック塀の改修工事等における補助金申請には、施工業者の建築基準表に適合している工事である旨の証明（様式第6号）を添付して申請するものとする。
- 4 アスベスト含有建材の事前調査が必要な改修工事等については、調査済である工事。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、改修工事等の見積書又は改修工事等完了後の工事額のいずれか少ない額（税抜）の100分の5に相当する額で、申請者1世帯につき年1回限りで、10万円を上限額とする。この場合において、1,000円未満の金額は、切り捨てるものとする。

（申請者の資格）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）の資格は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）申請日現在及び改修工事等完了後も、引き続き日の出町に居住する方。
- （2）納税義務者である場合、申請時に日の出町の町税に滞納がない方。

※滞納がないことの証明書については、証明書の取得日現在滞納が無い方、または、非課税の方。

- （3）本事業以外の日の出町が実施する補助金・助成金等を利用していないこと。

（交付申請）

第6条 申請者は、日の出町商工会が定める期間内に、日の出町住環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、日の出町商工会に申請しなければならない。

- （1）令和8年6月1日以降に当該施工業者が発行し、有効期限内の工事見積書又は見積書の写し
- （2）工事個所の施工前の写真
- （3）令和8年6月1日以降に取得し、かつ申請日より1ヶ月以内の税に滞納がないことの証明書、または、非課税証明書

※転入等の理由により提出できない場合は、以下を提出すること。

（ア）転入前の市区町村における住民税の納税証明書（非課税証明書）

（イ）住民票

- （4）その他 必要に応じて日の出町商工会が求める書類

(交付対象者の決定)

第7条 日の出町商工会は、前条の申請を受けた場合は、本要綱に定める基準に従い、その内容を審査し、交付対象者を決定し通知するものとする。(様式第2号)

(改修工事等完了届)

第8条 前条の規定により決定した交付対象者は、改修工事等完了後、日の出町住環境整備事業補助金に係る工事完了届(様式第3号)に次の書類を添えて、日の出町商工会へ提出しなければならない。

- (1) 改修工事等完了後の支払領収書等の写し
- (2) 工事個所の施工中・施工後の写真(施工前の写真と同一方向とすること)
- (3) その他 必要に応じて日の出町商工会が求める書類

(交付請求及び決定)

第9条 日の出町商工会は、前条の規定による工事完了届を受理した場合において、その内容を審査し適当と認めるときは速やかに補助金の額を確定し、工事完了届と併せて提出を受ける、日の出町住環境整備事業補助金交付請求書(様式第4号)及び振込口座の確認できる通帳等の写しによる支払先へ、補助金を交付するものとする。

なお、補助金と併せて、日の出町住環境整備事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に交付決定の通知を行う。

(交付決定の取消し)

第10条 日の出町商工会は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により申請や請求をしたとき。
- (2) その他、日の出町商工会の求める手続き及び指示に従わないとき。

(助成金の返還)

第11条 日の出町商工会は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は日の出町商工会が定める。

附 則

(実施の時期)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。